2018 年 5 月 27 日　一般社団法人日本社会福祉学会定時社員総会

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の見直しについて

会長　岩崎　晋也

１．見直しの背景

○本学会は、2004 年に策定された「日本社会福祉学会研究倫理指針」を引き継ぎ、2010 年 4 月 1 日に「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」（以下、研究倫理指針）を策定し、会員の研究活動における研究倫理のあり方を示してきた。

○しかし、研究倫理をめぐっては以下のような課題がある。

・研究活動における不正行為が社会的注目を集め、研究者の研究倫理の向上がますます求められていること

・改正個人情報保護法の施行（2017 年 5 月 30 日）など、個人情報の取得に関してより一層の慎重さが求められていること

・現行の研究倫理指針には、学会が定める倫理指針には馴染まない内容が含まれていること

・大会運営や学会誌編集において、研究倫理上の対応が必要な事態が生じていること

・研究倫理に違反する行為に対する会員からの申し立て事例が生じており、その対応方法を明確にする必要があること

○以上のことから、2017 年度より研究倫理に関する検討委員会を設置し、研究倫理指針等の見直しを諮問し、理事会での審議を経て、下記の通り見直し案を取りまとめた。

２．見直しの内容

○見直しの基本的な枠組みは以下の通りとした。

１）現行の研究倫理指針を廃止し、新たに「日本社会福祉学会研究倫理規程」を作成する。

２）新たに「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を作成する。

３）新たに「学会発表に関する注意事項」を作成する。

研究倫理規程等の構成図

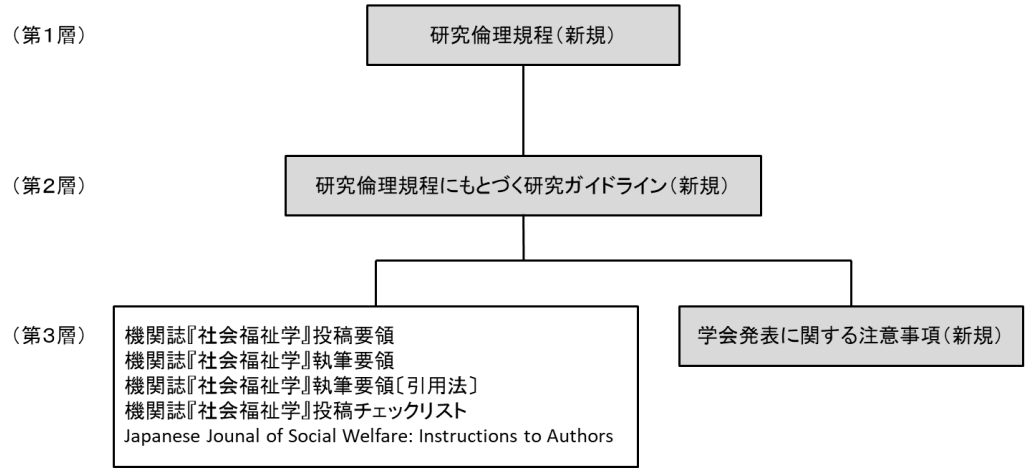

３．パブリックコメントの実施

○上記の 3 つの文書の素案について、会員の意見を聴取するため、2017 年 11 月 1 日～12 月 5 日にパブリックコメントを実施した。

○寄せられた意見への対応方法について、研究倫理に関する検討委員会及び理事会で検討し、参考資料の通り取りまとめた。

４．審議事項

1) 一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程（案）
2) 日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン（案）
3) 学会発表に関する注意事項（案）

なお、本案が総会で承認された場合には、研究倫理規程（案）第 16 条（倫理規程に違反した場合の処分）に基づき、①現行の「研究倫理上重大な違反行為が認定された会員に対する処分に関する規程」を廃止して「研究倫理規程に対する違反行為への調査および処分に関する規程」を制定・施行すること、②「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理委員会規程」を改正施行することを、2018 年 5 月 26 日開催の理事会で確認した（施行期日はいずれも 2018 年 5 月 27 日）。

以上

〈参考資料〉

○一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の見直しについて　パブリックコメントの内容と対応

一般社団法人　日本社会福祉学会研究倫理規程（案）

総　則

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人日本社会福祉学会会員（以下、会員とする）の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すことにより、社会福祉学の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することに資することを目的とする。

（遵守義務）

第２条　会員は、本研究倫理規程に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

（人権の尊重）

第３条　会員は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。

（個人情報の保護）

第４条　会員は、研究活動を行うにあたり、研究および調査の対象者の個人情報が守られるように配慮しなければならない。

（研究目的、方法、結果の倫理性の確保）

第５条　会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究目的および研究方法、研究結果に倫理性を確保しなければならない。

（研究者としての責務）

第６条　会員は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。

（知的所有権の侵害の禁止）

第７条　会員は、他者の知的所有権を侵害してはならない。

各　則

（説明と同意）

第８条　会員は、原則として、研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究の実施に同意を得なければならない。

（剽窃・捏造・改竄の禁止）

第９条　会員は、研究活動の実施にあたり、他者の研究成果を剽窃したり、調査データなどを偽造・捏造あるいは改竄する行為をしてはならない。

（研究資金の適正な活用）

第 10 条　会員は、研究資金を用いて研究する場合、研究資金の供与機関の定める執行要領等を遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。

（共同研究）

第 11 条　会員は、共同研究の組織化およびその運営にあたっては、民主的かつ健全に取り組まなければならない。

（ハラスメントの禁止）

第 12 条　会員は、研究活動において、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

（研究成果の公表）

第 13 条　会員は、研究によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および社会的影響に十分配慮して、会員としての責任を自覚して実施しなければならない。

（二重投稿の禁止）

第 14 条　会員は、研究成果を原著論文等によって公表する際には、二重（多重）投稿をしてはならない。

（利益相反への対応）

第 15 条　会員は、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり（利益相反）について適正に対応しなければならない。

（本規程に違反した場合の処分）

第 16 条　会員が本倫理規程に違反する行為を行った場合には、別に定める規程に基づき処分される場合がある。

（規程の変更）

第 17 条　この規程を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

附則

１．本規程は、2018 年 5 月 27 日より施行する。

【廃止する指針】

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針

2010年4月1日施行

廃止：2018年5月27日

第１　総　　則

(目的)

一般社団法人日本社会福祉学会は、社会福祉学の研究に携わる会員の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示し、かつ研究過程および結果の公表等に関わる本指針を定める。

（遵守義務）

１．一般社団法人日本社会福祉学会会員は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、本指針に則って行動しなければならない。

２．一般社団法人日本社会福祉学会会員は、研究者として、常に最新の研究法に関する知見を探求し、使用しなければならない。

３．一般社団法人日本社会福祉学会会員は、研究者として、常に最新の先行業績を探索し、自己の研究水準の向上に努めなければならない。

第２　指針内容

Ａ　引　　用

１．研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり,これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

２．他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。

３．長文にわたる引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。

４．引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。

Ｂ　事例研究

５．自験例（１例もしくは少数例）の事例および社会福祉実践の既存データを活用して研究する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

６．当事者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。

７．自験例の事例を使用する場合、あるいは口頭発表する場合は、前もって当事者から文書で承諾を得ることを原則とする。

８．他験例の事例を使用する場合は、「引用」における規定が適用される。

Ｃ　調　　査

９．調査を実施する際に、必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。

１０．調査用紙（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するもので

あってはならない。

１１．調査結果を改竄してはならない。

１２．調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

１３．調査用紙（質問紙）および結果データは開示要求に対応すべく、最低５年は保存されなければならない。

１４．他者が行った調査で使用された調査用紙（質問紙）の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

Ｄ　書　評

１５．書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は全文を読了した上で公正・客観的に批評しなければならない。

１６．書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

１７．書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

Ｅ　査　読

１８．投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。

１９．査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は全文を読了した上で、公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。

２０．査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

２１．査読結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

Ｆ　二重投稿・多重投稿

２２．原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。

２３．投稿あるいは公表した原著を本学会において発表する場合は、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。

２４．一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

Ｇ　学会発表

２５．学会で発表する場合は、その内容が時代の先端にあるか、独自性があることの自覚のもとで行わなければならない。

２６．とりあえずエントリーしておき、発表の準備が間に合わない時にキャンセルするようなことはしてはならない。

２７．相当数の発表時間を多数の研究参加者が第一発表者の名前を次々と代えて使用し、その会場を仲間で独占するような発表は、慎むべきである。

２８．シンポジウムや個人発表等において、自分の割り当て時間を延長することは、厳に慎まなければならない。

２９．固有な事例・調査等に基づく発表については、【事例研究】【調査】の項に従う。

Ｈ　研究費

３０．外部資金（研究費）を導入して研究する場合には、その会計を明瞭にし、研究目的に合致した予算、予算に合致した使用、流用のある場合の理由の明示、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に努め、その使用が不正なものであってはならない。

３１．研究費の供与機関および導入機関の定める執行規程を遵守しなければならない。

Ｉ　差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

３２．研究業績を著書・論文・口頭等で発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りでは

ないが、その旨を明示しなければならない。

３３．研究者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。

Ｊ　共同研究

３４．共同研究の組織化に当たっては、その成員は研究目的に合致した専門領域の者でなければならない。

３５．共同研究の組織の運営および会計は民主的になされなければならず、構成員の一部に過重な負担をかけたり、不明朗であってはならない。

３６．共同研究の成果の発表にあたっては、構成員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いをうけるべきである。

Ｋ　アカデミック・ハラスメント

３７．大学内・研究所内あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を持つ者がそれを行使して、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行ったり、不利益を与えてはならない。

３８．研究者は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。

附則

1　この指針は、2010年4月1日より施行する。

2　この指針は、2004年10月10日に制定された「日本社会福祉学会研究倫理指針」を引き継ぐものである。

3　この指針は、2011年6月1日より施行する。

4　この指針は、2018年5月27日より廃止する。

日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン（案）

本ガイドラインは、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづき、会員が研究活動を行う際に留意しなければならない事項について定めたものである。

１．倫理的配慮

１）研究成果を著書・論文・学会等で発表する場合は、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用してはならない。引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

２）研究を実施するにあたっては、倫理的問題が生じる可能性について事前に検討しなければならない。

３）人を対象とする研究を実施するにあたっては、所属する研究機関による研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として審査を受けなければならない。

４）会員は、研究活動全般において、その研究の資金提供者等の恣意的な意図に影響されてはならず、科学性や公平性に基づいて研究を行う必要がある。

２．調査研究の実施

５）調査用紙（質問紙）やインタビュー調査の質問項目の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

６）調査によって得られたデータを偽造・捏造・改竄してはならない。

７）質問紙等の調査関係資料および結果データは、厳重に管理しなければならない。

８）人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性、協力は任意であることについて十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書または口頭で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があることも伝えなければならない。

９）判断能力が十分でない対象者については、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明するよう努め、必要に応じて代諾者の同意を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

３．研究成果の発表

10）調査結果を発表する際には、個人や団体、地域、組織等の名誉を棄損したり、無用に個人情報を開示したりすることが内容に配慮しなければならない。

11）調査結果を改竄してはならない。また、調査結果の発表にあたっては、調査の手続き過程が詳細に示されなければならない。

12）調査によって得られた情報は、本来の目的以外のために利用してはならない。

13）先行研究で用いられた調査項目の全部または一部を使用した場合には、発表する際にその旨を明示しなければならない。

14）事例研究をする場合は、原則として、調査対象者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

15）共同研究の成果の発表にあたっては、構成員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していないにもかかわらず著者に名前を連ねる行為（ギフトオーサーシップ）や、研究に重要な貢献をしているにもかかわらず成果物に明記しない行為（ゴーストオーサーシップ）は慎まなければならない。
16）共同研究の成果の一部を、他の共同研究者の同意なく単著で発表することは慎まなければならない。

４．引用

17）研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
18）引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。

５．　論文投稿

19）原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。
20）すでに自身によって公表された研究成果の一部を修正して発表する場合は、その旨を明示しなければならない。
21）その他、論文を学会誌に投稿する場合は、投稿規定、執筆要領等を遵守しなければならない。

６．査読

22）査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。
23）査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

７．書評

24）書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は公正・客観的に批評しなければならない。
25）書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

８．学会発表

26）学会発表に際しては、事前に研究者同士でピアレビューしたり、大学院生の場合は指導教員による指導を受けることが望ましい。
27）学会で発表する場合は、その内容が時代の先端にあるか、独自性があることの自覚のもとで行わなければならない。

９．研究費

28）外部資金（研究費）を使用して研究する場合には、その会計を明瞭にし、研究目的に合致した予算、予算に合致した使用、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に

努め、その使用が不正なものであってはならない。

29）研究結果を発表する際には、外部資金を用いた旨を成果物に明示しなければならない。

10. ハラスメント

30）会員は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。

31）会員は、研究活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

32）大学内・研究所内あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力・影響力を持つ者がそれを行使して、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行うなど、不利益を与えてはならない。

学会発表に関する注意事項（案）

１．要旨集の執筆について

１）「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を熟読し、そのうえで作成したことを要旨集の原稿に記載する。

２）要旨集掲載原稿の記述方法（文献引用法等）について、機関誌『社会福祉学』執筆要領及び執筆要領〔引用法〕に則って執筆する。

３）要旨集の原稿の様式は、指定された書式に則って執筆する。

４）人を対象とする研究を発表する際は、所属する研究機関による研究倫理審査を受けた場合、その旨を要旨に記載しなければならない。

５）以上の内容にもとづいていない原稿は受理されない。

２．発表のエントリーについて

１）研究発表申し込み後に発表を取り下げることは、極力慎む。

２）共同研究者らのメンバーで分科会（口頭発表、ポスター発表、特定課題セッションを含む）を独占することはできない。連続発表の場合は 2 報告までとする。

３）要旨集に掲載している内容と当日の発表内容は合致させること。

３．当日配布資料の取り扱い

（報告者の心得）

１）「日本社会福祉学会研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づいて作成する。

２）倫理的配慮を明記する。

３）配布資料を必ず、全体統括者に確認してもらう。

４）配布資料を１部、会場係へ提出する。

５）印刷部数を厳守し、残部は持ち帰る。

（全体統括者の心得）

６）当日配布資料を事前に精査し、発表内容に研究倫理上の課題があった場合は、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」にもとづいて適切に対応する。

７）「研究倫理の点から配布するのは望ましくない」と判断した場合は、その場での修正もしくは回収する。

４．発表者の発表の心得

１）やむを得ない理由を除き、発表をキャンセルするようなことはしてはならない。

２）事例や調査等に基づく発表については、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」にもとづかなければならない。

（口頭発表）

３）報告時間を厳守しなければならない

４）分科会の開始から終了まで筆頭発表者が参加することを原則とする。

（ポスター発表）

５）指定された時間にポスターを掲示し、指定された質疑応答時間帯に必ずポスター前に待機しなければならない。

５．フロア及び全体統括者の心得

（フロア（分科会の質問者）の心得）

１）質問の際、冒頭で所属と名前を明らかにする。

２）報告者の研究を尊重する態度で質問し、誹謗中傷したり、攻撃的な質問の仕方は慎む。

３）質問の際、要点（ポイント）を明確にし、適度な質問数に限定する。

４）質問の際、質問者の自説を長々と話さない。

５）発表内容に関係のない質問はしない。

（全体統括者の心得）

６）発表内容及びフロアとのやりとりにおいて、研究倫理上の課題があった場合は、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づいて適切に対応する。

７）報告者の研究を尊重する態度で接し、攻撃的または高圧的な態度をとってはならない。

８）分科会最後の総括の内容を含め、発表者及び参加者にとって学術的に有意義な分科会になるように配慮する。

研究倫理規程に対する違反行為への調査および処分に関する規程

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程第 16 条に基づき、一般社団法人日本社会福祉学会会員（以下、会員とする）による研究活動において、研究倫理に違反する行為があった場合の調査や処分等に関する手続きを定めることにより、会員による研究倫理違反行為を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この規程において、「対象会員」とは、会員のうち第 3 条に基づく申し立てを受けた会員及び第 10 条に基づく処分の対象となる会員をいう。

2　この規程において、「学会活動」とは、学会誌に掲載された論文、学会が主催する大会などでの研究発表等による研究活動をいう。

3　この規程において、「違反行為」とは、会員の学会活動における一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程に違反した行為をいう。

（違反行為の疑いの申し立て）

第 3 条　違反行為を発見した者、又は違反行為の疑いがあると認めた者は、会長に申し立てを行うことができる。

2　前項の申し立てを行う者は、原則として顕名により、申立書（別紙様式第 1）を学会事務局に提出する。

3　第 1 項の申し立てがあった場合、会長はすみやかに一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会とする）に対し、調査の実施を指示しなければならない。

4　第 2 項の規定にかかわらず匿名による申し立てがあった場合、その取り扱いは会長が判断するものとする。会長は、必要に応じて、匿名の申し立てに関する予備調査を研究倫理委員会に指示することができる。

（申し立て人の範囲）

第 4 条　第 3 条第 1 項に基づく申し立てを行うことができるのは、次の各号に定める者とする。

⑴　会員

⑵　非会員のうち、会員の学会活動により権利侵害を受けた者

（調査の実施）

第 5 条　研究倫理委員会は、第 3 条第 3 項に基づく指示を受けた場合、申し立ての内容を審査し、当該行為が研究倫理違反に当たるかどうかを判断するための調査を行う。

2　前項に基づく調査を行うにあたっては、必要に応じて臨時の調査委員を加えることができる。

3　研究倫理委員会は、調査終了後、すみやかに会長に調査報告書を提出するものとする。
4　研究倫理委員会及び臨時の調査委員は、調査の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査の方法）
第6条　研究倫理委員会は、第5条第1項に基づく調査を行うにあたり、対象会員に対して申し立てがある旨を通知し、申し立ての内容に関する対象会員への聞き取りを行うものとする。

（申し立て人の保護）
第7条　会長および研究倫理委員会は、申し立て人が、申し立てを理由として不利益を受けることがないよう、十分に配慮しなければならない。

（虚偽の申し立て）
第8条　会長は、悪意により虚偽の申し立てを行った者に対して、適切な措置をとるとともに、その氏名を公表するものとする。

（研究倫理違反行為に対する処分）
第9条　第5条に基づく調査の結果、当該行為が違反行為であると認定された場合、会長は、その旨を理事会に報告しなければならない。
2　前項に基づく報告を受け、理事会が当該違反行為を重大であると認定した場合、会長は、対象会員に対して、書面で厳重注意をすることができる。
3　理事会が当該違反行為を重大かつ対象会員の故意または重過失によるものと認定した場合、会長は、処分を決定した日から1年以内の期間において、以下の各号の受理や派遣を対象会員に対して行わないとすることができる。この処分をした場合は、対象会員に書面で通知する。
⑴　学会大会における発表の受理
⑵　学会誌への投稿の受理
⑶　その他、学会が主催・共催する研究活動への派遣
4　第5条に基づく調査の過程で、違反行為の証拠隠滅又は調査妨害があった場合、会長は、理事会の議を経て前2項の処分を行うことができる。

（学会活動以外での研究倫理違反行為に対する処分）
第10条　学会活動以外の研究活動において、会員による重大な研究倫理違反があったと理事会が認定した場合、会長は、第9条に準じた処分を行うことができる。

（不服申し立て）
第11条　会長は、第9条及び第10条に基づく処分を行おうとする場合、対象会員に対してその旨を通知しなければならない。

2　前項に基づく通知を受けた対象会員は、理事会が定めた期間内に、不服申し立てを行うことができる。

（処分の公表）

第12条　会長は、第9条及び第10条に基づく処分をした場合、すべての会員に研究倫理に関する注意を喚起するために、処分内容を学会ホームページで公表する。ただし、対象会員の氏名は公表しない。

（規程の変更）

第13条　この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

1　この規程は、2018年5月27日より施行する。

一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理委員会規程

（設置）

第１条　一般社団法人日本社会福祉学会（以下「学会」という）は､一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程(以下「倫理規程」という)の趣旨に則り、学会員の研究倫理を向上させることを目的に、理事会のもとに研究倫理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

（構成）

第２条 委員会は次の委員（以下、「委員」という）をもって構成する。

(1)　本学会会長（以下、「会長」という）の指名する委員長　１名

(2)　委員長の指名する委員　若干名

２　委員の任期は 2 年とし、再任を認めない。

（業務）

第３条　委員会は、第１条の目的及び倫理規程の目的を達成するため、会長の諮問にもとづき次の業務を行う。

(1)　研究倫理に違反する行為に関する調査及び報告書の作成ならびに会長への提出

(2)　会員の倫理向上に向けた本学会理事会への提言

(3)　その他委員会が必要と認める業務

２　前項第 2 号に規定する調査に関しては、別に定める。

（運営）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長の指名による。

３　委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

４　議決にあたっては、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

（規程の変更）

第５ 条　この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

１　この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程は、2008 年 1 月 1 日に制定された「日本社会福祉学会研究倫理委員会規程」を引き継ぐものである。

３　この規程は、2014 年 7 月 20 日から施行する。

４　この規程は、2018 年 5 月 27 日から施行する。